

武蔵野イレブンサッカークラブ 規約

第1条（名称）

1. 本クラブは、武蔵野イレブンサッカークラブ（以下クラブ）と称する。

第2条（所在）

クラブは、代表者の自宅（東京都清瀬市下清戸 2-554-5）に事務局を置く。

第3条（目的）

1. クラブは、サッカーを通じて子供同士の友情の輪を広げ、限りなく伸びる体と心を育てることに努めます。また、クラブ員（保護者）同士の親睦を図り、地域社会のスポーツ振興に寄与することを目的とする。

第4条（運営及び指導）

1. クラブの運営及び指導はボランティアである。
日本サッカー協会公認ライセンス、スポーツ少年団認定指導員、審判資格などの有資格者が在籍。

第5条（入会資格）

1. クラブに入会する者は、次の要件を備えていなければならない。
 - (1) クラブの目的に賛同し、本規約に同意及び厳守できる者であること。
 - (2) 年長から小学生6年生までの男子・女子であること。
 - (3) スポーツを行うに適した健康状態であること。

第6条（活動）

1. クラブは、上記の第3条（目的）を達成するために、次の活動をおこなう。
 - (1) サッカーの練習
 - (2) 他のクラブとの交流
 - (3) 合宿などの野外活動 * 3年生以上は原則として全員参加すること
 - (4) レクリエーションとしてのサッカー以外のスポーツ
 - (5) 奉仕活動

第7条（遵守事項）

1. クラブ員として誇りを持ち立派な社会人となるために、次のことを遵守すること。
 - (1) クラブの活動に喜んで参加すること。

- (2) クラブ、指導者との約束事を守ること。
- (3) 自分の役割を果たし、お互い協力し助け合うこと。
- (4) 新しく仲間に入った人を、喜んで迎えること。
- (5) スポーツだけではなく、勉強もしっかりすること。

第8条（会費等）

1. クラブ員は下記に定められた入会金・年会費及び月会費を納入すること。
入会金 1,000円（入会時のみ）
月会費 2,000円（毎月）
年会費 1～3年生 1,500円（1年分）
 4～6年生 2,500円（1年分）
*年会費は各団体の登録料、スポーツ安全保険料などです。
2. クラブ員は下記の諸費用等を負担すること。
合宿費、卒団式などのイベント費、練習着（クラブ指定）の購入費など

第9条（入会及び承諾）

1. クラブに入会を希望する者は、所定の入会申込書、費用を支払い、申し込むこと。
2. 本規約に関して、クラブ所定の入会申込書の記入をもって承諾したものとする。

第10条（個人情報の取扱い）

1. 入会時に入会申込書へ記入された個人情報は、クラブにて管理、保管のうえ、運営活動上（登録、試合など）必要範囲に限り利用するものとする。
2. 活動中に記録された写真、映像に関する一切の権利はクラブに帰属するものとする。
クラブの広報活動や活動記録のために、SNS、ホームページ、その他プロモーションに使用する場合がある。

第11条（退会及び休会）

1. 退会及び休会を希望するクラブ員は監督と父母会長へ申し出ること。
2. クラブ員の都合により退会する場合は所定の退会届を1か月前に提出すること。
3. クラブ員の都合により休会する場合は所定の休会届を1か月前に提出すること。
4. 未納金がある場合は退会、休会日までにこれを完納しなければならない。
5. 一旦納入した会費、諸費用等は返金しない。

第12条（保険）

1. クラブ員は入会手続き完了後、スポーツ安全保険（財団法人スポーツ保険協会）に必ず加入すること。

2. その加入手続きは事務局が一括して代行する。
3. スポーツ保険の適用範囲内(補償は加入する保険会社の約款通り)に限り責任を負い、これを超える範囲について一切損害賠償の責任を負わない。

スポーツ安全保険の概要 (2021 年現在)

保険料：年間 800 円

保険期間：毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までの 1 年間

補償内容：

- ① 傷害保険(補償額)
死亡 2000 万円、後遺障害 3000 万円
入院 (1 日あたり) 4000 円
通院 (1 日あたり) 1500 円
- ② 賠償責任保険(限度額)
対人・対物 1 事故 5 億円 (対人に関しては、1 人あたり 1 億円)
- ③ 共済見舞金
突然死の見舞金：180 万円

* 詳しくは下記ホームページを確認すること。

(財)スポーツ安全協会ホームページ <http://www.sportsanzen.org>

第 13 条 (付則)

1. クラブはボランティアで運営しているため、保護者が積極的に参加、協力すること。
2. 各種試合および行事に参加するクラブ員の引率については、保護者が行うこと。
引率の方法はクラブの代表者と父母会にて決定する。
3. クラブ員の都合による休みは監督及び父母会長へ連絡すること。
4. その他、細則 (連絡事項など) は別途父母会より通知し、本規約同様に遵守すること。
5. 本規約に定めのない事項はクラブが別に定める。

以上

2021 年 3 月 1 日

武蔵野イレブンサッカークラブ

代表 大熊 輝明